

国立大学法人改正法の廃止を求める意見書（案）

第 212 回臨時国会において国立大学法人法を一部改正する法律が成立した。

今回の改正により一定規模以上の国立大学は、新たに事実上の最高意志決定機関となる運営方針会議の設置が義務づけられた。この運営方針会議は、3人以上の委員と学長で構成され、委員は学長が任命する前に文部科学大臣の承認が必要となることから、委員の選定に対する政府の関与が形式的任命に留まらないことを示唆している。

これまでは、国立大学の運営に関わる重要事項の最終決定権は学長にあった。教育研究に関することは各学部の代表等が参加する教育研究評議会に諮られ、最終的に学長と理事で構成する役員会の審議を経なければ決められなかったが、改正により、大学の重要事項のうち中期計画、予算・決算に関する事項の決定権は、運営方針会議に移管することになった。しかも学内の審議を経る必要がなく独断で決めることができ、運営方針会議の決定に基づき運営されていない場合には、学長に改善措置を要求できる。学長が反対しても賛成多数で決定されるなら学長はそれに従わなければならない。運営方針会議は学長選考・監察会議における選考基準などについても意見を述べることができる。これは大学の自治の根幹を脅かすものである。憲法 23 条の学問の自由を保障するためには、大学の構成員が大学運営に参加する民主的仕組みとして、大学の自治が不可欠である。

運営方針会議は、10 兆円の大学ファンドの支援を受ける国際卓越研究大学のみが設置するものであると、総合科学技術・イノベーション会議の最終まとめで決定されていたにもかかわらず、理事が 7 名以上で規模が特に大きい大学を政令で特定国立大学法人に指定し、運営方針会議を必置とした。運営方針会議を国際卓越大学以外にも広げ、文部科学省は東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学、東海国立大学機構（名古屋大学、岐阜大学）の五つを特定大学に指定し、これら以外の大学も文部科学大臣の承認を得るなら運営方針会議の設置を可能とし、準特定大学に指定する。

また改正法には、大学による債券発行や保有する土地利用に関する規制緩和が盛り込まれている。大学は基本的に収益を上げられる組織ではない。債券が償還できなくなり財政破綻すれば、教育・研究機関としての役割が果たせなくなるため、従来は収入が見込め、償還確実性が高い事業にしか債券発行が認められなかった。ところが先端的な教育研究の用に供するという名目をつければ事実上何にでも債券を発行できる。投資やビジネスチャンスに活用されるだけでなく、政府が成長戦略で位置づける研究分野への選択と集中を進めることが狙われており、高コスト・非効率とされる学問分野の研究力低下が危惧される。

よって国及び政府においては、政治権力などから学問の自由を守るため大学

には教育・研究内容などを自律的に決める自治が保障されなければならず、国立
大学法人改正法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

地方自治の本旨に基づき辺野古代執行を行わないことを求める意見書（案）

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐり、大浦湾の埋立予定海域にある軟弱地盤の改良工事に必要な設計変更について、不承認を貫いている玉城デニー知事の権限を奪い、所管の斉藤鉄夫国土交通大臣が代わりに承認する代執行を行おうとしている。

沖縄県宜野湾市の米軍普天間基地の移設を理由とした辺野古新基地建設では、大浦湾にある埋立て予定海域に軟弱地盤が存在することが判明し、防衛省沖縄防衛局が地盤改良のための設計変更を申請した。しかし、知事は公有水面埋立法に基づき、災害防止や環境保全対策が不十分として不承認にしたものである。

沖縄県は、設計変更が申請される前から対話による問題解決を国に幾度となく求めてきたが、国は一貫してこれを拒否してきた。知事が法廷で「対話によって解決を図る方法を放棄して、代執行に至ろうとすることは到底認められない」と述べたのは当然である。

そもそも代執行手続は、地方自治法で規定され、一つに、都道府県の事務が法令などに違反していること、一つに、他の方法で是正が困難であること、一つに、法令違反などを放置することにより著しく公益を害することが明らかであること、以上の全ての要件に該当することが必要とされる。その場合、国（所管大臣）は知事に勧告ができ、知事が応じなければ指示ができ、さらに応じなければ高等裁判所に訴えることができるとし、高等裁判所が国の請求を認め、知事が従わないと、国は代執行ができるとされている。

新基地建設で埋立反対が多数になった県民投票などが示すように、民意は明確である。住民の意思を無視して代執行を行うことは公益に反する地方自治の侵害であり、到底許されるものではない。問題解決に向けては、沖縄県が求める対話に応じることを優先すべきである。

よって、国及び政府においては、地方自治の本旨に基づき辺野古代執行を行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。